

平成22年度第1回互助会理事会開催

平成22年10月26日、海事センタービル8階会議室において、日本水難救済会救難所員等互助会第1回理事会が開催されました。議案は、次のとおりです。

- 第1号議案
平成21年度事業報告及び収支決算(案)について
- 第2号議案
平成22年度事業計画及び収支予算(案)について

以上が審議され、それぞれ異議なく承認されましたので、報告いたします。

第1回理事会において承認された項目

- 平成21年度事業報告及び収支計算書については、別添1および2のとおりです。
- 平成22年度事業計画及び収支予算書については、別添3および4のとおりです。

互助会事務局から

互助会発足から2年が経過し、去る9月30日互助会入会の更新等を実施いたしました。結果、22年度(23年1月現在)において21,914名の方々が会員となっております。(21年度は22,099名)

互助会としましては、救難所員等の方々が安心して救難業務等に従事できるようサポートしていきたく思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、事務局といたしましては、発足以来の目標である会員3万名を目途に、「500円で大きな安心を」のキャッチフレーズで会員募集(随時)に努めております。未加入者の加入について、よろしくお願ひいたします。



平成22年度第1回互助会理事会の様子

[別添1]

平成21年度事業報告

(平成21年10月1日から平成22年9月30日まで)

互助会は、日本水難救済会の正会員となっている地方水難救済会に所属する救難所員等(役職員含む。)で、入会を希望する者(会員)で構成され、会員およびその家族(会員等)の相互救済と福利増進を図る観点から各種事業を行うことにより、会員等の生活の安定と福祉に寄与するとともに、日本水難救済会の効率的な事業運営に資することを目的として事業を実施してまいりました。

1. 加入者数について
平成21年度の加入者数は22,099名でした。

2. 災害給付及び見舞金給付事業

(1)災害給付事業

会員が水難救助業務中に災害を受けた場合に、本人又はその遺族に対して互助会規約の定めるところにより所定の給付を行い、また、会員が前記の災害により死亡した場合に、2万円を限度として花輪又は生花を遺族に贈るための事業ですが、21年度において該当する事例はありませんでした。

(2)休業見舞金給付事業

会員が水難救済業務中に負傷し又は疾病にかかり、従前得ていた業務上の収入を得ることが出来ない場合に、規約の定めるところにより、所定の見舞金を給付するための事業ですが、21年度において該当する事例はありませんでした。

(3)私物損害見舞金給付事業

会員が水難救助業務中に、当該業務の遂行中に携帯して

いた私物を破損、焼失、紛失等した場合、規約の定めるところにより、所定の見舞金を給付するための事業ですが、21年度において2件の事案(22.6.28付け)に対して、6万円の見舞金を給付しました。

(4)遺児等育英奨学金事業

災害給付を受けた会員の遺児(重度の後遺症を負った会員の子で、遺児と同等認められる者を含む)に対し規約の定めるところにより、所定の奨学金を給付又は、貸与するための事業ですが、21年度において該当する事例はありませんでした。

(5)災害見舞金給付事業

会員が自然災害又は火災等により、住居及び家財又は、それらのいずれかに被害を被った場合、規約の定めるところにより、所定の見舞金を給付する事業ですが、21年度において該当する事例はありませんでした。

(6)互助会誌発行事業

事業成果、決算報告等の周知のため、互助会誌を発行する事業ですが、21年度においては互助会誌発行に代わり、「マリノレスキュージャーナル」1月号、8月号それぞれに互助会コーナーを設け、第1回理事会開催、平成21年度事業報告および収支計算書、平成22年度事業計画および収支予算書、互助会加入者数の状況、給付事業状況等を掲載し、会員各位に周知いたしました。

平成21年度互助会収支計算書

(平成21年10月1日から平成22年9月30日まで)

(単位:円)

[別添2]

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1 会費収入				
互助会会費収入	11,000,000	11,049,500	-49,500	22,099人
2 雑収入				
受取利息収入	0	6,412	-6,412	
事業活動収入計	11,000,000	11,055,912	-55,912	
2. 事業活動支出				
1 事業費支出	7,232,000	2,292,000	4,940,000	
互助会事業保険料	2,232,000	2,232,000	0	
互助会事業給付金	2,000,000	60,000	1,940,000	
互助会事業貸付金	2,000,000	0	2,000,000	
互助会誌発行	1,000,000	0	1,000,000	
2 管理費支出	4,422,400	4,762,968	-340,568	
人件費ほか				
事業活動支出計	11,654,400	7,054,968	4,599,432	
事業活動収支差額	-654,400	4,000,944	-4,655,344	
II 予備費支出	1,000,000	0	1,000,000	
当期収支差額	-1,654,400	4,000,944	-5,655,344	
前期繰越収支差額	8,886,624	8,886,624	0	
次期繰越収支差額	7,232,224	12,887,568	-5,655,344	

[別添3]

平成22年度事業計画

(平成22年10月1日から平成23年9月30日まで)

互助会は、日本水難救済会の正会員となっている地方水難救済会に所属する救難所員等(役職員含む。)で、入会を希望する者(会員)で構成され、会員およびその家族(会員等)の相互救済と福利増進を図る観点から各種事業を行うことにより、会員等の生活の安定と福祉に寄与するとともに、日本水難救済会の効率的な事業運営に資することを目的として設置、運営されるものであります。

1. 会員の募集について

平成21年度の加入者数は、22,099名でありましたが、22年度においても引き続き会員の募集に努め、互助会の安定した運営を図るために、会員数30,000名を目途に努力してまいります。

2. 災害給付及び見舞金給付事業等

(1)災害給付事業

会員が水難救助業務中に災害を受けた場合に、本人又はその遺族に対して互助会規約の定めるところにより所定の給付を行い、また、会員が前記の災害により死亡した場合に、2万円を限度として花輪又は生花を遺族に贈る。

(2)休業見舞金給付事業

会員が水難救済業務中に負傷し又は疾病にかかり従前得

ていた業務上の収入を得ることが出来ない場合に、規約の定めるところにより、所定の見舞金を給付する。

(3)私物等損害見舞金給付事業

会員が水難救助業務中に、当該業務の遂行中に携帯していた私物を破損、焼失、紛失等した場合、規約の定めるところにより、所定の見舞金を給付する。また、会員が水難救助業務中に、当該業務の遂行中に使用していた船舶の船体・属具を破損等した場合、規定の定めるところにより、所定の見舞金を給付する。

(4)遺児等育英奨学金事業

災害給付を受けた会員の遺児(重度の後遺症を負った会員の子で、遺児と同等認められる者を含む)に対し、規約の定めるところにより、所定の奨学金を給付又は、貸与する。

(5)災害見舞金給付事業

会員が自然災害又は火災等により、住居及び家財又は、それらのいずれかに被害を被った場合、規約の定めるところにより、所定の見舞金を給付する。

(6)互助会誌発行事業

事業成果、決算報告の周知等のため、互助会誌を発行する。

[別添4]

平成22年度互助会収支予算書

(平成22年10月1日から平成23年9月30日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1 会費収入				
互助会会費収入	11,000,000	11,000,000	0	22,000人
2 雑収入				
受取利息収入	6,000	0	6,000	
事業活動収入計	11,006,000	11,000,000	6,000	
2. 事業活動支出				
1 事業費支出	7,480,000	7,232,000	248,000	
保険料支出	2,480,000	2,232,000	248,000	
互助会給付金支出	2,000,000	2,000,000	0	
奨学金貸与支出	2,000,000	2,000,000	0	
会誌発行費支出	1,000,000	1,000,000	0	
2 管理費支出	4,270,000	4,422,400	-152,400	
人件費ほか				
事業活動支出計	11,750,000	11,654,400	95,600	
事業活動収支差額	-744,000	-654,400	-89,600	
II 予備費支出	1,000,000	1,000,000	0	
当期収支差額	-1,744,000	-1,654,400	-89,600	
前期繰越収支差額	12,887,568	8,886,624	4,000,944	
次期繰越収支差額	11,143,568	7,232,224	3,911,344	